

アーツカウンシル新潟 中長期計画

I. 設立の背景

(文化芸術をめぐるわが国の近年の動向)

近年、わが国では、文化芸術振興基本法（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）や劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年六月二十七日法律第四十九号）が制定され、文化芸術の振興に関する法的整備が進んでおり、地方自治体の責務も規定されてきた。

『文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第4次基本方針）』（平成27年5月22日閣議決定）では、わが国が「文化芸術立国」をめざすなかで、「地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるもの」であり、

- ・ 「地域住民の文化芸術活動への参加の促進」
- ・ 「地域における多様な文化芸術活動の担い手の育成」
- ・ 「文化芸術の創造性や魅力の教育、福祉、観光・産業等の分野への活用と地域の活性化を図る取組の促進」
- ・ 「各地域の歴史等に根ざした個性豊かな伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保存と活用」

の地域における施策が示されており、そのための地方公共団体の取り組みが期待されている。

加えて、文化庁文化審議会『文化芸術立国の実現を加速する文化政策（答申）』（平成28年11月17日）では、文化庁の移転および東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という）を契機とした文化プログラムの推進による遺産（レガシー）の創出という二つの課題も踏まえ、地方創生のフロントランナーとして地方公共団体の文化政策を牽引する役割への期待とともに、地域のアーツカウンシル機能（主として文化芸術政策の立案や調査研究などを実施する機能）を強化する観点から、独立行政法人日本芸術文化振興会との連携を図りつつ、地域の文化芸術施策推進体制の整備を促進していく必要が示されたところである。

(参考)

『文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第4次基本方針）』（平成27年5月22日閣議決定）－抜粋－

2. 地域における文化芸術振興

- ・ 地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから、国と地方の適切な役割分担を図りつつ、次の施策を講ずる。
- ・ 国民が、その居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう、多彩な文化芸術の鑑賞機会を充実するとともに、各地域における創造活動等を支援し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。
- ・ 地域の特色ある文化芸術活動を推進するため、文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図る。また、民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め、地域における多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。
- ・ 大学や民間企業、報道機関等を含む関係機関の連携・協働により、地域文化を振興するとともに、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、地域の活性化を図る取組を促進する。
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保存と活用を図る。

(新潟市における文化芸術の特色と課題)

以上の背景を踏まえ、新潟市における文化芸術振興の特色と課題を明らかにするため、SWOT分析を行った。

新潟市における文化芸術振興の SWOT 分析

	プラス要素	マイナス要素
内的要因	<p>強み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本海側の拠点都市としての歴史的な役割 ・ 湊町および開港地で育まれた特色ある文化（古町芸妓文化等。）と進取の気質 ・ 豊かな農林水産業を背景とした文化的優位性（民俗文化、食文化等） ・ 都市、農漁村の両面を併せ持つ文化的多様性 ・ 市民プロジェクト等の民間主導による継続的な活動 ・ りゅーとぴあ（新潟市民芸術文化会館）、現代舞踊団体「Noism」の積極的な取り組みと全国的な知名度 ・ りゅーとぴあ（新潟市民芸術文化会館）、新潟市音楽文化会館を中心とした各区の文化会館、および新潟市美術館、新津美術館など、市としての公立文化施設インフラは全市にわたって充実している。 	<p>弱み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等、市政内の根拠、基盤がぜい弱 ・ 市町村合併による“新潟市”としての市民の一体的な文化意識の形成の不備 ・ 東京との交通インフラの高い利便性による文化資本の流出（ストロー現象） ・ 文化芸術団体の組織、経営基盤がぜい弱（プロの不在、法人化の不備） ・ アートマネジメント人材を含む後継者人材の不足および育成体制の不備（担い手の高齢化等。大学との連携を含む） ・ 教育、福祉、観光・産業分野との連携への対応が不十分 ・ 文化情報を発信するための基盤の不備（チケット情報を含むアウトリーチ機能） ・ 市財団が指定管理者である県民会館を含めて公立文化施設の連携が促進されておらず、効率的な事業実施ができていない。

外的要因	機会	脅威
	<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 大会の文化プログラムの地方展開（これまでの取り組みの加速化） 文化庁等の国の取り組みとの積極的な活用と連携（アーツカウンシル新潟の設立を含む） 2015 年東アジア文化都市の実績と 2019 年新潟開港 150 周年への取り組み（拠点都市の再確認） 新潟大学の創生学部設置による連携拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 大会の文化プログラムによる文化資本流出の加速 北陸新幹線開通によるさらなるストロー現象の顕在化（拠点都市の移行）

※ SWOT 分析：目標を達成するために意思決定を必要としている組織や個人のプロジェクトやベンチャービジネスなどにおいて、外部環境や内部環境を強み (Strengths)、弱み (Weaknesses)、機会 (Opportunities)、脅威 (Threats) の 4 つのカテゴリーで要因分析し、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法の一つ。

II. アーツカウンシル新潟の機能

アーツカウンシル新潟の機能は、以下の通りである。

1. 市民の文化芸術活動の支援

文化芸術活動に対する助成、アドバイスや相談、マッチング等の活動支援

2. 調査・研究

新潟市の文化政策に関するシンクタンク機能（文化芸術関連調査、政策研究、人材育成、啓蒙等）

3. 情報発信

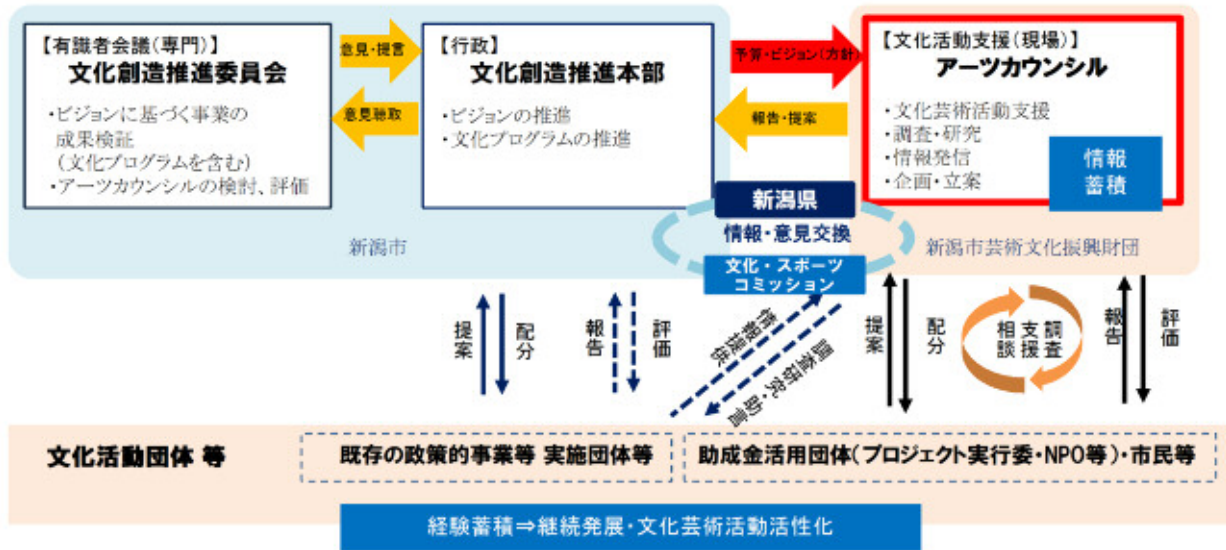
調査・研究結果、各種助成、アーツカウンシル新潟支援事業等の一体的な情報発信

4. 企画・立案

市及び市関連機関の文化芸術事業に対する、助言や提案、企画運営支援

支援や調査・研究に基づく、政策提言等

【参考】新潟市の文化政策推進体制



III. アーツカウンシル新潟のめざす方向

新潟市では、東京 2020 大会に向けた文化プログラムに全市一体で取り組み、市民の文化芸術活動の活性化を図るとともに、国際観光の振興や経済活動の推進につなげ、大会終了後もその成果を継承し、持続的な文化創造都市の推進体制を構築することを目的として「アーツカウンシル新潟」が（公財）新潟市芸術文化振興財団事務局内に設立された。

なお、設立にあたっては、文化庁「平成 28 年度文化芸術振興費補助金 文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」における「地域における文化施策推進体制の構築促進事業」の採択を受けたものである。

以上の背景および SWOT 分析を踏まえ、アーツカウンシル新潟がめざすべき方向性は、以下の通りである。今後のわが国全体の動向の変化等に柔軟に対応しつつ、課題（マイナス要素。弱みを克服し、脅威に備える）の解決および振興（プラス要素。強みを伸ばし、機会を活用する）に向けた“変化”を成果指標とする。

目標年次を、東京 2020 大会の文化プログラムの地方展開が終了し、2020 年以降の取り組みが開始される平成 33 年度とする。

1. 社会包摂の実現に貢献する、あらゆる市民が主体の文化芸術活動の活性化
2. 新潟文化の形成、発信による北東アジアの文化交流拠点都市の形成
3. 文化芸術の多面的利活用による文化創造交流都市・新潟の基盤強化とブランド発信
4. 持続的・自律的なアーツカウンシル組織の確立

1. 社会包摂の実現に貢献する、あらゆる市民が主体の文化芸術活動の活性化

水と土の芸術祭における市民プロジェクト等、多様な市民が主体的に取り組む文化芸術活動の活性化を図るとともに、東京 2020 大会の文化プログラム以降も持続的、自律的に活動していくための、市民団体の組織基盤および環境の整備を進める。

そのため、新たに市民団体の法人化や資金調達を含む事務局機能の整備、強化を図るとともに、団体内でのアートマネジメント機能の強化を図るための支援制度を導入する。あわせて、アーツカウンシルの持つ相談機能の普及、拡大を図り、市民の誰もが主体的、積極的に文化芸術活動に参加できる環境を整備する。

特に、障がい者や高齢者等の地域社会から排除されがちな市民の社会参画を促す“社会包摂（ソーシャルインクルージョン）”の取り組みを、文化芸術を通じて積極的に展開し、誰もが安心して豊かな市民生活を送ることのできる地域社会の実現をめざす。

<具体的な取り組み>

- ・ 市民団体の活動基盤、仕組みづくりに資する新たな補助金制度の創設
- ・ 補助金制度とあわせた相談窓口の設置等、支援機能の強化
- ・ 市民が気軽に相談することのできる文化情報スペースの設置
- ・ 障がい者と健常者がともに実施する文化芸術活動のモデル的实施と機会の拡大（アールブリュットの取り組み等）
- ・ 各区の地域文化の特性、文化資源の再発見の機会の創出と市民活動の支援（市民文化対話の実施）

2. 新潟文化の形成、発信による北東アジアの文化交流拠点都市の形成

文化芸術分野においても日本海側の拠点都市としての役割を担い、湊町および開港地として培われた進取の気質と国際交流機能を活用し、北東アジアの文化交流拠点都市の形成をめざす。

東京 2020 大会の文化プログラムとして、湊町文化の伝統を継承しつつ、都市と農村の日本文化の多様性を具現する新潟市の地勢的特色を活かし、新たな時代を担い、新潟市より国際的に発信する“新たな新潟文化”を創出し、日本海側における日本文化のゲートウェイ機能を強化する。

特に、2015 年東アジア文化都市の経験とネットワークを活用し、中国および韓国を中心にロシアの沿岸都市を含めたネットワークの中心となる北東アジアの文化交流拠点都市の形成をめざす。

あわせて、東京 2020 大会の文化プログラムを起爆剤とした訪日観光客の増加に対して、ゲートウェイおよび滞在拠点としての機能強化を促進し、観光・経済分野での波及効果を実現する。

<具体的な取り組み>

- ・ 日中韓およびロシアをはじめとする国際共同制作等の新たな多様性に資する国際文化交流事業の実施と継続的な体制の構築
- ・ 上記の事業を通じた都市間ネットワークの構築
- ・ 全国組織への働きかけによる文化芸術に関連する国際的事業の誘致
- ・ 観光・経済分野との連携（日本文化に関心を持つ訪日観光客の受け入れ拠点の形成）

3. 文化芸術の多面的利活用による文化創造交流都市・新潟の基盤強化とブランド発信

文化創造交流都市として中核的な役割を担いつつ、近年、注目されている教育、福祉およびまちづくり等の分野での文化芸術の持つ創造性やコミュニケーション機能の多面的利活用を図ることにより、“社会インフラ”としての基盤強化を図る。また、文化芸術に対する市民意識の啓発と定着を促進し、市民の居住満足度の向上を進める。

具体的には、少子化に対応し、教育分野と連携し、小中学校に文化芸術体験ができる特別プログラムを実施するなど、一人ひとりが個性豊かで、自らで未来を切り拓いていくことのできる創造力のある子どもの育成・教育環境の形成を図り、人口流出の歯止めに貢献する。

また、文化的景観の保全や文化芸術を通じた市民活動の活性化を図り、文化芸術を契機とした個性あるまちづくり活動の展開、定着をめざす。

加えて、新潟県との連携を含めた“新潟文化”の都市ブランドを発信するため、文化情報インフラの整備を進める。

<具体的な取り組み>

- ・ 廃校や空き店舗等を活用した地域文化交流および市民活動拠点の形成
- ・ 各区文化会館をはじめ県立施設を含む市内の公立文化施設および民間文化施設が参加する「新潟市文化連携会議（仮称）」の設置と情報の共有化
- ・ ウェブサイトや SNS 等の文化情報を発信するインフラの整備（チケットシステムを含む）
- ・ オープンリソースによる地域文化情報ネットワークの構築

4. 持続的・自律的なアートカウンシル組織の確立

先述のめざすべき方向を実現し、2020年以降、アートカウンシル新潟が持続的・自律的に文化芸術振興に取り組むため、関係する諸機関と連携し、必要な基盤の整備を行う。あわせて、アートカウンシルの本来の機能の一つである地域の文化芸術をけん引する人材育成の体制を整備する。

<具体的な取り組み>

- ・ アートカウンシル新潟を中核とする産官学一体となった文化芸術振興の推進体制の構築
- ・ 調査研究等のシンクタンク機能を活かした自主財源の確立
- ・ 新潟市文化芸術振興条例（仮称）の制定に向けた取り組み
- ・ 人事交流を含むアートマネジメント人材育成の体制の整備

IV. 人員体制

上記の「めざす方向（当面の目標）」を実現するための人員体制は、以下の通りである。

プログラム・ディレクター（PD）	1名
プログラム・オフィサー（PO）	5名
スタッフ（臨時職員）	1名
計	7名

※ 東京 2020 大会直前の文化プログラムの実施状況により、上記人員に加えスタッフ（臨時職員）の増員について、新潟市と協議の可能性あり。

平成 29 年度以降人員計画

役職・担当	求められる要件
PD（全体統括）	・文化芸術関連かつ管理職経験のある人材。
PO（環日本海文化交流圏担当）	・国際関連分野の職務経験を有する人材。 ・語学堪能であること。
PO（社会包摂・教育担当）	・福祉、教育関連分野の職務経験を有する人材。
PO（市民参加・まちづくり担当）	・都市・まちづくり分野関連の職務経験を有する人材。
PO（観光・地域経済担当）	・観光振興、産業振興分野の職務経験を有する人材。
PO（文化施設・資源連携担当）	・文化施設での職務経験を有する人材。
スタッフ（臨時職員）	・基本的事務能力を有していること。

（人材育成について）

- ・ りゅーとぴあ、Noism との人事交流による新潟市文化芸術施策の推進体制全体でのアートマネジメント人材の育成を予定。
- ・ アートマネジメント人材の育成にあたっては、文化庁「国内専門家フェローシップ制度」および「新進芸術家海外研修制度」等の活用を予定。

V. スケジュール

	平成 28 年度 (2016 年)	平成 29 年度 (2017 年)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)	平成 33 年度 (2021 年)
	東京 2020 大会文化プログラム開始 アーツカウンシル新潟 設立 (9/26)	新ビジョンの開始		新潟開港 150 周年 第 34 回国民文化祭・に いがた 2019 (仮称)	東京 2020 大会	
1. あらゆる市民が主体 の文化芸術活動の活 性化	相談窓口の開設 (10/6) 文化情報スペースの設 置	新たな補助金制度の創 設 相談窓口、文化情報ス ペースの運用 社会包摂プロジェクト の実施 (10 月日仏文化 対話) 「市民文化対話 (仮 称)」の実施	補助金制度の実施 相談窓口、文化情報ス ペースの運用 社会包摂プロジェクト の実施 「市民文化対話 (仮 称)」の実施	補助金制度の実施 相談窓口、文化情報ス ペースの運用 社会包摂プロジェクト の実施 「市民文化対話 (仮 称)」の実施	補助金制度の実施 相談窓口、文化情報ス ペースの運用 社会包摂プロジェクト の実施 「市民文化対話 (仮 称)」の実施	補助金制度の実施 相談窓口、文化情報ス ペースの運用 社会包摂プロジェクト の実施 「市民文化対話 (仮 称)」の実施
2. 北東アジアの文化交 流拠点都市の形成	国際交流事業 (国際共 同制作) の準備	国際交流事業 (国際共 同制作) の実施 国際的事業の誘致	国際交流事業 (国際共 同制作) の実施 国際的事業の誘致	国際交流事業 (国際共 同制作) の実施 国際的事業の誘致	国際交流事業 (国際共 同制作) の実施 国際的事業の誘致	国際交流事業 (国際共 同制作) の実施 国際的事業の誘致
(大型事業の開催)	第 23 回 BeSeTo 演劇祭 新潟	NIDF2017※	水と土の芸術祭 2018	(第 26 回 BeSeTo 演劇 祭新潟)	(NIDF2020)	(水と土の芸術祭 2021)
3. 文化創造交流都市・ 新潟の基盤強化とブ ランド発信	文化情報発信インフラ の試験的開設	文化拠点開設支援 (二 葉中学校跡地等) 「新潟市文化連携会議 (仮称)」の準備、調整 文化情報発信インフラ の本格運用 (多言語対 応)	文化拠点運営支援 「新潟市文化連携会議 (仮称)」の開催 文化情報発信インフラ の本格運用 (多言語対 応)	文化拠点運営支援 「新潟市文化連携会議 (仮称)」の開催 文化情報発信インフラ の本格運用 (多言語対 応)	文化拠点運営支援 「新潟市文化連携会議 (仮称)」の開催 文化情報発信インフラ の本格運用 (多言語対 応)	文化拠点運営支援 「新潟市文化連携会議 (仮称)」の開催 文化情報発信インフラ の本格運用 (多言語対 応)
4. 持続的・自律的なア ーツカウンシル組織 の確立	調査研究受託 人材育成体制の検討、 調整	調査研究受託 人事交流、派遣	調査研究受託 人事交流、派遣	調査研究受託 人事交流、派遣 新潟市文化芸術振興条 例 (仮称) の制定	調査研究受託 人事交流、派遣	調査研究受託 人事交流、派遣
人員	PD 1 名 PO 2 名 スタッフ 1 名	PD 1 名 PO 5 名 スタッフ 1 名	PD 1 名 PO 5 名 スタッフ 1 名	PD 1 名 PO 5 名 スタッフ 1 名	PD 1 名 PO 5 名 スタッフ 1 名	PD 1 名 PO 5 名 スタッフ 1 名

※BeSeTo 演劇祭：日本・中国・韓国の 3 か国による国際演劇祭。BeSeTo は、北京(Beijing)、ソウル(Seoul)、東京(Tokyo)の頭文字をとって名づけられた。

※NIDF：新潟国際ダンスフェスティバル